

(参考資料)

環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」対象事業抜粋

○地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領「別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象となる事業（重点対策加速化事業）」より一部抜粋している。

○このほかにも規定があるため、環境省ホームページから確認すること。

ア 屋根置きなどの自家消費型太陽光発電

(ア) 太陽光発電設備（自家消費型）

|            |  |
|------------|--|
| 事業実施<br>主体 | 地方公共団体<br>民間事業者（PPA・リース等を含む。以下同じ）・個人（ともに地方公共<br>団体からの間接交付に限る。以下同じ）   |
| 交付率等       | <u>1 / 2（地方公共団体設置。PPA・リース等により公共施設等に導入され<br/>る場合を含む。）</u><br>5万円/kW（民間事業者設置。PPA・リース等により公共施設等及び個大<br>の施設等に導入される場合を除く。）<br>7万円/kW（個大設置。PPA・リース等により個大の施設等に導入される<br>場合を含む。）   |
| 交付要件       | a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力<br>量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。<br>b 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置<br>法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づ<br>く固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP(Feed in<br>Premium) 制度の認定を取得しないこと。<br>c 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行<br>わないものであること。<br>d 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資<br>源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること<br>（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、<br>次の（a）～（1）をすべて遵守していることを確認すること。<br>（a） 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとと<br>もに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。<br>（b） 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行う<br>こと。<br>（c） 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよ |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>う努めること。</p> <p>(d) 一の場合において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。</p> <p>(e) 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。</p> <p>(f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。</p> <p>(g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。</p> <p>(h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。</p> <p>(i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。</p> <p>(j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。</p> <p>(k) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。</p> <p>(l) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。</p> <p>e PPA の場合、PPA 事業者（需要家に対して PPA により電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して交付金が交付された上で、交付金額相</p> |
|--|---|

当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 4/5 とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

f リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

g 次の (a) ~ (b) のいずれかを満たすこと

(a) 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（業務用：50%、家庭用：30%）以上とすること。

(b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。